

第78回国民スポーツ大会多久市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」において、SAGA2024多久市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場、沿道等で遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の総合案内所とし、受付案内担当が取扱い業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 受付案内担当は、拾得物の盗難・紛失等がないよう、予め定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに市実行委員会へ引継ぐ。
- (3) 競技会終了後の遺失物・拾得物の取扱いは、市実行委員会が行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第5号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、小城警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、身分証明書（運転免許証等）で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受理した後、身分証明書（運転免許証等）で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 受付案内担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。ただし、受付案内担当は拾得の翌日から起算して7日以内に小城警察署へ届出する必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、受付案内担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物届出書（様式第10号）を添えて小城警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を小城警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、小城警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申出があった旨を小城警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 多久市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。